

農林水産政策研究所における研究活動の不正行為への対応に関する規程

19政策研第394号

平成19年10月30日

最終改正：令和4年9月20日

（目的）

第1条 本規程は、農林水産政策研究所（以下「研究所」という。）における研究において、不正行為を未然に防止するとともに、不正行為が発生した場合に適切に対応するため、研究所において取るべき措置を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規程において「研究」とは、研究所所管の予算及び研究所外部の資金（以下「外部資金」という。）を活用した研究をいう。

2 この規程において「不正行為」とは、次の各号に該当するものをいう。

一 故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる、投稿論文など発表された研究成果の中に示されたデータや調査結果等に係わるイからハに掲げる行為。

イ 捏造 存在しないデータ、研究結果等を作成すること。

ロ 改ざん 研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。

ハ 盗用 他の研究者のアイディア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を、当該研究者の了解若しくは適切な表示なく流用すること。

二 研究資金の不正使用 故意若しくは重大な過失により研究資金（研究所所管の予算及び外部資金をいう。以下同じ。）を他の用途へ使用すること又は研究資金の交付の決定の内容やこれに付した条件に違反した使用をすること。

（責任体制及び役割）

第3条 研究所に最高管理責任者、統括管理責任者、コンプライアンス等推進責任者及び監事を置く。

2 最高管理責任者は研究所長とし、不正防止対策の基本方針となるこの規程及び農林水産政策研究所における科学研究費補助金等公的資金による研究実施規程（平成13年9月19日付け13政策研第420号）を周知するとともに、それらを実施するために必要な措置を講じる。また、研究の不正に係わる研究所の運営・管理について最終責任を負うものとする。

3 統括管理責任者は次長とし、最高管理責任者を補佐し、基本方針に基づき具体的な不正防止対策を策定し、実施状況を確認するとともに、実施状況を最高管理責任者に報告する。また、不正行為に関する告発や情報提供及びこの規程に係わる相談・照会等の対応を行うものとする。

4 コンプライアンス等推進責任者は企画広報室長とし、統括管理責任者の指示の下、次の各号を実施するものとする。

一 不正を発生させる要因を把握し評価するとともに不正防止対策を実施する。その上で、実施状況を確認し、統括管理責任者に報告する。

- 二 研究所に所属する全ての研究者及び研究資金の運営・管理に係わる全ての職員等に対し、定期的にコンプライアンス及び研究倫理に関する教育を実施し、受講状況を管理監督するとともに、理解度を把握する。
 - 三 研究所に所属する研究者及び研究資金の運営・管理に係わる職員等が、適切に研究資金の管理・執行を行っているかをモニタリングし、必要に応じて改善を指導する。
- 5 監事は政策研究調整官の中から研究所長が指名する者とし、次の各号を実施するものとする。
- 一 不正防止に関する内部統制の整備・運用状況について研究所全体の観点から確認し、その結果を運営会議等において定期的に報告し、意見を述べる。
 - 二 統括管理責任者又はコンプライアンス推進責任者が実施するモニタリングや内部監査によって明らかになった不正発生要因が不正防止対策に反映されているか、また、不正防止対策が適切に実施されているかを確認し、その結果を運営会議等において定期的に報告し、意見を述べる。

(研究データの保存・開示)

第4条 最高管理責任者は、研究所の研究者に対し、研究活動で得られた成果に関して客観的で検証可能な研究データを原則として10年間保存し、必要な場合に開示することを義務付けることとする。なお、保存又は開示すべき研究データの具体的な内容やその期間、方法、開示する相手先等については、別途定める。

(告発等の受付窓口)

第5条 研究所における研究活動の不正行為に関する告発等の受付窓口（以下「告発窓口」という。）は、統括管理責任者とする。

(不正行為に関する告発)

第6条 不正行為を発見した者、又は不正行為があると思料するに至った者（外部の者を含む）は書面、電話、FAX、電子メール、面談等により、統括管理責任者に告発又は告発の意思を明示しない相談を行うことができる。

- 2 前項の告発は、原則として顕名により行うものとし、不正行為の内容等が明示され、かつ不正とする科学的・合理的理由を示すものとする。
- 3 告発窓口は、前2項の規定にかかわらず、匿名の告発があった場合、告発の内容に応じ、顕名の告発があった場合に準じて取り扱うものとする。
- 4 書面による告発など、告発窓口が受け付けたか否かを告発者が知り得ない方法による告発がなされた場合は、告発窓口は告発者（匿名の告発者を除く。ただし、調査結果が出る前に告発者の氏名が判明した後は顕名による告発者として取り扱う。以下同じ。）に受け付けたことを通知する。
- 5 報道や学会等の科学コミュニティ、又は会計検査院等の外部機関により不正行為の疑いが指摘された場合は、匿名の告発があった場合に準じて取り扱うものとする。
- 6 不正行為の疑いがインターネット上に掲載されている（不正行為の内容等が明示され、かつ不正とする科学的・合理的理由が示されている場合に限る。）ことを、研究所が確認した場合、告発があった場合に準じて取り扱うものとする。
- 7 悪意（告発の対象となった者（以下「被告発者」という。）を陥れるため、又は被告発者が

行う研究を妨害するためなど、専ら被告発者に何らかの損害を与えることや被告発者の機関・組織等に不利益を与えることを目的とする意思をいう。以下同じ。)に基づく告発は、行ってはならない。

(告発の受理等)

第7条 統括管理責任者は、前条の告発があったときは、その内容を確認して受理又は不受理を決定し、当該告発を行った者(以下「告発者」という。)にその結果を通知するものとする。

2 統括管理責任者は、前項の規定により告発の受理を決定したときは、当該事案に係る予備調査委員会を設置するとともに、研究者等に対し、それらが保有する資料等の保全を命ずることができる。

3 告発に至らない段階での相談については、その内容に応じ、告発に準じてその内容を確認・精査し、相当の理由があると認めた場合は、相談者に対して告発の意思があるか否か確認するものとする。この場合において、告発の意思表示がなされない場合にも、統括管理責任者の判断で当該案件の調査を開始することができる。

4 不正行為が行われようとしている、若しくは不正行為を求められているという告発又は相談があったときは、その内容を確認・精査し、相当の理由があると認めるときは、被告発者に警告を行うものとする。

5 告発又は相談を受けた場合において、被告発者が研究所以外の機関に所属する者であるときは、被告発者の所属する機関に事案を回付することができる。

(告発者及び被告発者等の取扱い)

第8条 研究所は、告発窓口寄せられた告発の告発者、被告発者、告発内容及び調査内容について、調査結果の公表まで、告発者及び被告発者の意に反して調査関係者以外に漏洩しないよう、関係者の秘密保持を徹底する。

2 研究所は、調査事案が漏洩した場合、告発者及び被告発者の了解を得て、調査中であっても、調査事案について公に説明することができる。ただし、告発者又は被告発者の責により漏洩した場合は、本人の了解は不要とする。

3 研究所は、悪意に基づく告発であることが判明しない限り、単に告発をしたことを理由として、告発者に対し不利益をもたらす行為を行ってはならない。

4 研究所は、第24条の規定に基づき講ずる措置を除き、相当な理由なしに、単に告発がなされたことのみをもって、被告発者の研究活動を全面的に禁止し、又は被告発者に対し不利益をもたらす行為を行ってはならない。

5 研究所は、不正行為に関する調査に協力した者に対しては、告発や情報提供を理由とする不利益を受けないよう十分な配慮を行うものとする。

(調査の委託)

第9条 研究所は他の研究機関や学協会等の科学コミュニティに、調査を委託すること又は調査を実施する上での協力を求めることができる。このとき、第8条第1項及び第2項は委託された又は調査に協力する機関等に準用されるものとする。

(予備調査委員会)

第10条 統括管理責任者は、第15条に規定する本調査(以下「本調査」という。)の必要性の有無を判断するための調査(以下「予備調査」という。)を行う。

- 2 予備調査委員会は、委員長及び委員若干名から組織するものとし、委員長は総括上席研究官のうちから、委員は職員等のうちから統括管理責任者が指名する。
- 3 予備調査委員会は、委員長が招集する。
- 4 予備調査委員会の事務は、委員長が行う。

(予備調査の通知等)

第11条 統括管理責任者は、予備調査委員会を設置したときは、告発者及び被告発者に対し、予備調査の開始を通知する。

(予備調査)

第12条 予備調査は、告発された行為が行われた可能性、告発の際示された科学的・合理的理由の論理性、告発された研究の公表から告発されるまでの期間が、第7条第2項の規定により保全された資料等（以下「保全された資料等」という。）により研究成果の事後の検証を可能とするものについての合理的保存期間を超えるか否かなど告発内容の合理性、調査可能性等について、保全された資料等若しくは自ら収集した資料等を精査し、又は職員等から事情聴取することにより行うものとする。

- 2 告発がなされる前に取り下げられた論文等に対する告発に係わる予備調査を行う場合は、取り下げに至った経緯・事情を含め、不正行為の問題として調査すべきものか否かを調査し、判断するものとする。
- 3 予備調査委員会は、告発を受け付けた日から30日を経過するまでに予備調査を行い、本調査の実施の要否を決定するものとする。
- 4 予備調査委員会は、予備調査の結果を統括管理責任者に報告するとともに、結果の概要（本調査を行わないことを決定した場合はその理由を含む）を告発者及び被告発者に通知しなければならない。
- 5 統括管理責任者は予備調査委員会から予備調査結果の報告を受けたときは、速やかに最高管理責任者へ報告する。
- 6 最高管理責任者は、本調査を行わない決定の報告を受けたときは、その理由を含め農林水産省大臣官房政策課に報告するとともに、予備調査に係る資料等を保存し、告発者の求めに応じ開示しなければならない。

(調査委員会の設置等)

第13条 最高管理責任者は、前条第4項の規定により、本調査を行う決定の報告を受けたときは、調査委員会を設置する。

- 2 調査委員会は、告発内容について、不正行為があったかどうかの認定を行い、不正行為があったと認定したときは、当該不正行為に関わる者の特定、当該不正行為の範囲の把握等を行うものとする。
- 3 調査委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。なお、委員の半数以上が外部有識者で構成され、全ての委員は告発者及び被告発者と直接の利害関係（例えば、不正行為を指摘された研究が論文のとおり成果を得ることにより特許や技術移転等に利害があるなど）を有しない者でなければならない。

- 一 統括管理責任者
- 二 企画広報室長

三 総括上席研究官及び政策研究調整官から最高管理責任者が指定する者

四 外部有識者

五 その他最高管理責任者が必要と認める者

4 委員会の委員長は最高管理責任者が指名する。

5 調査委員会は、委員長が招集する。

6 調査委員会の事務は、企画広報室長が行う。

(本調査の通知)

第14条 最高管理責任者は、調査委員会を設置したときは、農林水産省大臣官房政策課に報告する。また、告発者及び被告発者に対し、調査委員の氏名や所属とともに本調査の開始を通知し、調査への協力を求める。これに対し、告発者及び被告発者は、本調査の開始が通知された日から10日を経過する日までに異議申立てをすることができる。異議申立てがあった場合、最高管理責任者は内容を審査し、その内容が妥当であると判断したときは、当該異議申立てに係る調査委員を交代させるとともに、その旨を告発者及び被告発者に通知する。

2 本調査は、実施の決定後相当の期間（おおむね30日）内に開始されるべきものとする。

(本調査)

第15条 本調査は、予備調査結果報告書、保全された資料等若しくは自ら収集した資料等を精査し、又は職員等から事情聴取するほか、研究データの再計算の要請などにより行う。

2 本調査を行うにあたっては、被告発者に書面又は口頭による弁明の機会を与えなければならない。

3 告発者及び被告発者等の関係者は調査委員会の本調査に誠実に協力するものとする。

4 調査委員会は、必要に応じ、外部の機関と情報交換等の連絡協議を行うことができる。また、外部の機関において調査がなされる場合は、当該機関に協力を要請する。

5 調査の対象には、告発された事案に係る研究のほか、調査委員会の判断により調査に関連した被告発者の他の研究を含めることができる。

6 調査委員会は、本調査に当たって、告発された事案に係る研究に関して、証拠となるような資料等を保全する措置をとる。外部の調査機関から要請があった場合も、同様の措置をとる。一方、告発された事案に係る研究活動が行われた研究機関が外部の機関である場合は、調査委員会は、当該機関に対し、証拠となるような資料等の保全を要請する。

7 調査に当たっては、調査対象における公表前のデータ、論文等の研究上秘密とすべき情報が、調査の遂行上必要な範囲外に漏洩することのないよう十分配慮する。

(本調査中における一時的措置)

第16条 最高管理責任者は、本調査を行うことが決定した後、調査委員会からの調査結果の報告を受けるまでの間、告発のあった研究に係る研究費の支出を停止することができる。

(認定)

第17条 調査委員会は、本調査の開始後150日以内に調査した内容を取りまとめ、不正行為が行われたか否か、不正行為と認定される場合は、その内容、不正行為に関与した者とその関与の度合、不正行為と認定された研究に係る論文等の各著者の当該論文等及び当該研究における役割、研究資金の不正使用の相当額等についての認定を行うものとする。

2 調査委員会は、不正行為が行われなかったと認定される場合であって、調査を通じて告発が

悪意に基づくものであることが判明したときは、併せてその旨の認定を行うものとする。この認定を行うに当たっては、告発者に対し弁明の機会を与えなければならない。

- 3 調査委員会は、前2項について認定を終了したときは、速やかに最高管理責任者に報告する。

(不正行為の疑惑への説明責任)

第18条 被告発者は、調査委員会の調査において第2条第2項第一号に該当する不正行為について疑惑を晴らそうとする場合には、自己の責任において、当該研究が科学的に適正な方法と手続に則って行われたこと、論文等もそれに基づいて適切な表現で記載されたものであることを、科学的根拠を示して説明しなければならない。この場合において、研究データの再計算等の必要がある場合は、その機会を与えるものとする。

- 2 被告発者は、調査委員会の調査において第2条第2項第二号に該当する不正行為について疑惑を晴らそうとする場合には、自己の責任において、研究資金が適正に使用されたことを、客観的な根拠を示して説明しなければならない。

- 3 被告発者の説明において、被告発者が生データや調査票等の不存在など、本来存在すべき基本的な要素の不足により証拠を示せない場合は不正行為とみなされる。ただし、被告発者が善良な管理者の注意義務を履行していたにもかかわらず、その責によらない理由（例えば災害など）による場合、又は合理的な保存期間を超えることによるものである場合等正当な理由があると認められる場合は、この限りでない。

(不正行為か否かの認定)

第19条 調査委員会は、第18条により被告発者が行う説明を受けるとともに、本調査によって得られた物的・科学的証拠、証言、被告発者の自認等の諸証拠を総合的に判断して、不正行為か否かの認定を行うものとする。証拠の証明力は、調査委員会の判断に委ねられるが、被告発者の研究体制、データチェックのなされ方など様々な点から客観的不正行為事実及び故意性等を判断することとする。なお、被告発者の自認を唯一の証拠として不正行為と認定することはできない。

- 2 被告発者が自己の説明によって不正行為であるとの疑いを覆すことができないときは、不正行為と認定される。また、被告発者が生データや調査表等の不存在など、本来存在すべき基本的な要素の不足により証拠を示せないときも同様とする。

(本調査結果の通知)

第20条 調査委員会は、本調査結果（認定を含む。）を速やかに告発者及び被告発者（被告発者以外で不正行為に関与したと認定された者を含む。第22条において同じ。）に通知する。被告発者が研究所以外の機関に所属している場合は、これに加え当該所属機関にも通知する。

- 2 悪意に基づく告発の認定をした場合は、告発者の所属機関へ通知する。

(外部資金による研究の場合の調査結果等の報告)

第21条 最高管理責任者は、本調査を行うことを決定した場合は、当該事案に係る研究に活用された資金が外部資金であるときは、本調査を行う旨を当該資金を配分した機関（以下「資金配分機関」という。）に通知すると同時に農林水産省大臣官房政策課へ報告する。（以下第6項及び次条第7項から第10項において同じ。）

- 2 最高管理責任者は、本調査を行わないことを決定した場合は、農林水産省大臣官房政策課へ

報告するとともに、当該事案に係る研究に活用された資金が外部資金であるときは、資金配分機関の求めに応じ、予備調査に係る保存された資料等を開示しなければならない。

- 3 最高管理責任者は、本調査の実施に際し、調査方針、調査対象及び方法等について資金配分機関に報告、協議しなければならない。
- 4 最高管理責任者は、告発に係る研究に対する資金配分機関が本調査の報告を求めた場合は、本調査が終了しない間であっても、本調査の中間報告を当該資金配分機関に提出するものとする。また、調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き、当該事案に係る資料の提出又は閲覧、現地調査に応じるものとする。
- 5 最高管理責任者は、調査の過程であっても、不正の事実が一部でも確認された場合には、速やかに認定し、資金配分機関に報告するものとする。
- 6 最高管理責任者は、告発等の受付から210日以内に、調査結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の外部資金等における管理・監査体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書を当該事案に係る研究に対する資金配分機関に提出する。期限までに調査が完了しない場合であっても、調査の中間報告を資金配分機関に提出するものとする。

(不服申立)

第22条 不正行為と認定された被告発者は、第20条により通知を受けた調査結果に不服があるときは、その調査結果が通知された日から10日を経過する日までに不服申立書を調査委員会の委員長に提出することができる。

- 2 告発が悪意に基づくものと認定された被告発者（被告発者の不服申立の審査により悪意に基づく告発と認定された者を含む。）は、その認定について、前項の例により不服申立を行うことができる。
- 3 不服申立の審査は調査委員会が行う。ただし、不服申立の趣旨が、新たに専門性を要する判断が必要となる場合や、調査委員会の構成等、その公正性に関わるものである場合には、調査委員の交代若しくは追加、又は調査委員会に代えて他の者に審査をさせることができる。なお、調査委員会が当該不服申立について調査委員会の構成の変更等を必要とする相当の理由がないと認めるときは、この限りでない。
- 4 不正行為があったと認定された場合に係る被告発者による不服申立について、調査委員会（前項ただし書の場合は、調査委員会に代わる者。以下次項及び第10項において同じ。）は、不服申立の趣旨、理由等を勘案し、当該事案の再調査を行うか否かを速やかに決定しなければならない。
- 5 調査委員会は、当該事案の再調査を行うまでもなく、不服申立を却下すべきものと決定した場合には、ただちに最高管理責任者に報告し、被告発者に当該決定を通知する。この場合において、当該不服申立が当該事案の引き延ばしや認定に伴う各措置の先送りを主な目的とすると調査委員会が判断するときは、以後の不服申立を受け付けないことができる。
- 6 再調査を行う決定を行った場合には、被告発者に対し、先の調査結果を覆すに足る資料等の提出等、当該事案の速やかな解決に向けて、再調査に協力することを求めるものとする。その協力が得られない場合には、再調査を行わず、審査を打ち切ることができる。この場合、ただちに最高管理責任者に報告し、被告発者に当該決定を通知する。
- 7 最高管理責任者は、被告発者から不正行為の認定に係る不服申立があったときは、告発者に

通知する。不服申立の却下及び再調査の開始を決定したときも同様とする。

- 8 調査委員会が再調査を開始した場合は、50日以内に先の調査結果を覆すか否かを決定し、その結果をただちに最高管理責任者に報告する。
- 9 悪意に基づく告発と認定された告発者から不服申立があった場合は、告発者が所属する機関及び被告発者に通知する。
- 10 前項の不服申立については、調査委員会は、30日以内に再調査を行い、その結果を最高管理責任者に報告するとともに、審査の結果を告発者、告発者が所属する機関及び被告発者に通知する。

(調査結果の公表)

第23条 最高管理責任者は、調査委員会が不正行為が行われたと認定をした場合であって、前条第1項に規定する不服申立がなされなかったとき、又は不服申立がなされ同条第5項に基づく却下の決定がなされたとき、若しくは同条第8項に規定する再調査により調査結果を覆さない旨の決定がなされたときは、不開示に合理的な理由がある部分を除き、速やかに調査結果を公表する。公表する内容には、少なくとも不正行為に関与した者の氏名・所属、不正行為の内容、研究所が公表時までに行った措置の内容に加え、調査委員の氏名・所属、調査の方法・手順等が含まれるものとする。

- 2 最高管理責任者は、前項に該当しない場合は、調査結果を公表しない。ただし、公表までに調査事案が外部に漏洩していた場合及び論文等に故意によるものでない誤りがあった場合は、不開示に合理的な理由がある部分を除き、調査結果を公表する。公表する場合、その内容には、不正行為が行われなかったこと（論文等に故意によるものでない誤りがあった場合はそのことも含む。）、被告発者の氏名・所属に加え、調査委員の氏名・所属、調査の方法・手順等が含まれるものとする。悪意に基づく告発と認定をした場合は、告発者の氏名・所属を併せて公表する。

(不正行為が行われたと認定された場合の措置等)

第24条 最高管理責任者は、不正行為が行われたと認定されたときは、懲戒処分等の適切な処置を行うほか、当該不正行為に係る研究費の使用の中止、不正行為があったと認定された論文等の取り下げ勧告等の適切な措置を講ずるものとする。なお、措置には、私的流用など、行為の悪質性が高い場合には、刑事告発や民事訴訟が含まれ得る。

(不正行為は行われなかったと認定された場合の措置等)

第25条 最高管理責任者は、不正行為は行われなかったと認定されたときは、その旨を調査に関係した全ての者に通知するとともに、第16条の規定に基づき執られた研究費の支出の停止措置を解除するほか、保全された資料等の保全措置を解除する。また、必要に応じて被告発者の不利益の発生の防止のための措置を講ずる。

- 2 告発が悪意に基づくものと認定されたときは、告発者に対し、懲戒処分等の適切な処置を行う。

(協力義務)

第26条 職員等は、予備調査委員会及び調査委員会の調査等に協力しなければならない。

(秘密保持義務)

第27条 職員等は、この規程に規定する不正行為に関する調査等に関して知ることのできた秘

密を漏らしてはならない。

(その他)

第28条 この規程に定めるもののほか、不正行為への対応に関し必要な事項は、最高管理責任者が別に定める。

附 則

この規程は、平成19年10月30日から施行する。

附 則

この改正された規程は、平成25年2月19日から施行する。

附 則

この改正された規程は、平成27年3月26日から施行する。

附 則

この改正された規程は、平成28年3月24日から施行する。

附 則

この改正された規程は、平成29年5月22日から施行する。

附 則

この改正された規程は、令和4年9月20日から施行する

《告 發 書》

告発日 年 月 日

【告発者】 あなたの氏名・所属を記載して下さい。

(氏名： 所属：)

【告発者への連絡方法】（希望する連絡方法に○を付けて下さい。複数可）

電話 (自宅・職場・携帯・他 ()) : 電話番号

ファックス（自宅・職場・携帯・他（ ））：ファックス番号

メール (自宅・職場・携帯・他 ()) : アドレス

郵 送 (自宅・職場・他 ()) : あて先

他（ ）：

【告発内容】 あなたが認めた告発対象事実について記載して下さい。

①被告発者の氏名及び所属等：氏 名

所属等

②告発対象事実は（行われた・行おうとしている・その他（ ））

具体的な内容と根拠

(捏造・改ざん・盗用・研究資金の不正使用の別)

(対象となる研究成果物の特定等)

【調査結果等の報告の希望】（※匿名での告発の場合は通知できません）

(希望する ・ 希望しない)

※ この書面を郵送・メールで送っていただいても構いません

※ あなたのわかる範囲で記入して下さい。（すべてを埋める必要はありません。）

※ できる限り実名での通報にご協力下さい。（匿名の場合、調査結果の通知等ができない、又は事実関係の調査を十分に行うことができない可能性があります。）

不 服 申 立 書

不服申立日 平成 年 月 日

調査委員会委員長 殿

所 属

氏 名

連絡先

農林水産政策研究所における研究活動の不正行為への対応に関する規程第19条第1項の規定に基づき開示のありました調査結果について、下記のとおり不服を申立てます。

1. 不服申立に係る箇所

2. 不服の理由